



非常用発電機・燃料関連サービスのご紹介

お持ちの非常用発電機は、こんな状態ではございませんか?

いつも燃料は減った 分だけ補充している。 燃料を入れ替えて から、だいぶ期間が 空いている。 燃料タンク よ動するのは 定期点検時の 無負荷運転のみ。 実負荷運転を行った ことがない。

非常時の電源確保において、必要不可欠な非常用発電機ですが、<u>平常時より発電機本体や備蓄燃料の</u>メンテナンスや動作確認をしていないと、いざという時に使用できない可能性があります。

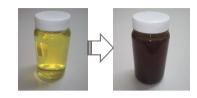


タンク内の燃料は"劣化"します。

- ü燃料は長期間の備蓄により酸化したり、結露や砂・埃の混入により、タンク底部に「水」や「スラッジ(汚泥)」が発生し、劣化します。
- ü 劣化した燃料の使用で、**発電機内部の部品の劣化が早まり、エンジンの動作 不良・停止の原因となります。**

劣化が確認

された場合



まずは、燃料の成分分析を行い、劣化度合を把握した上で燃料洗浄、燃料入替・タンク内 清掃をおすすめします。

燃料の成分分析

タンク内から燃料をサンプリングし、酸化度合、沈殿物(A重油のみ)及び JIS項目について分析を行い、劣化の評価を行います。





燃料洗浄(ろ過)

タンク内の油を回収し、専用の フィルターを通して不純物と油を 分離させ、不純物を除去します。 *1



燃料入替・タンク内清掃

タンク内の油を抜取った後、タンク内に溜まったスラッジ等を拭き取り、新油に入れ替えます。※2



※1 燃料洗浄(ろ過)についてA重油以外の燃料油が対象です。

※2 新油の購入については別途燃料会社に発注いただきます。The Kansai Electric Power Co., Inc.

非常用発電機の定期的な負荷試験が必要です。

ü 非常用発電機の定期点検において、発電機の無負荷運転を続けていると、 不完全燃焼により発生した湿ったカーボンが発電機内部に蓄積され、排 気管からの出火やエンジンの損傷等の原因となります。



消防法対応でも、毎年の負荷試験実施をおすすめします。

- ü消防法で設置が義務付けられている非常用発電機は、年1回の負荷試験もしくは内部観察の実施が 定められています。
- **ü**上記の実施義務は、予防的な保全策により定期的にパーツ交換等を実施している場合、6年に1回の実施でよいこととされておりますが、以下の点から、**毎年の負荷試験実施をおすすめいたします。**
 - 1. 負荷試験の間隔が空きすぎることにより不具合が発生する可能性がある。
 - 2. 予防保全の観点から劣化が見られないパーツまで交換を行うことになり、トータルコスト増となる可能性がある。
 - 3. 内部観察・保全作業中は数日間、非常用発電機が使用不可となる。(負荷試験は数時間で作業終了)定期的に非常用発電機の動作確認ができる。

非常用発電機負荷試験

発電機に実負荷やヒーター等の模擬負荷を接続し、定格回転速度及び定格 出力30%以上の負荷で、連続運転を行い、発電機が正常に運転するかどう かを確認します。

